

一般社団法人日本医療機器学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本医療機器学会と称し、英文では、Japanese Society of Medical Instrumentation（略称 JSMI）と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区本郷三丁目 39 番 15 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、産学連携による医療技術、機器の改良開発並びに医療安全の発展に寄与することにより、医学・医療の質の向上を目指し、人類の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療技術・機器の改良開発並びに医療安全等に関する調査及び研究
- (2) 定期学術集会（併設機器展示会含む）・研究会・講習会・懇談会等その他の学術集会の開催
- (3) 医療技術・機器の改良開発並びに医療安全等に関する学会誌「医療機器学」・その他の図書の刊行
- (4) 関連学術団体との円滑な連絡調整及び提携
- (5) 第1種滅菌技師・第2種滅菌技士認定制度、臨床 ME 専門認定士制度（日本生体医工学会との合同）、医療機器情報コミュニケーション MDIC 認定制度の運営実施
- (6) 産官学共同プロジェクトの推進
- (7) 関係官公庁等の諮詢に対する答申、建議及び連絡調整
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(種別)

第6条 この法人の会員は次の5種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び第2号に定める企業会員がその代表者として指名して入会させた個人
- (2) 企業会員 この法人の目的に賛同して入会した企業又は団体とし、その代表者を指名して正会員として入会させなければならない
- (3) 功労会員 この法人に功労があった者の中から、理事会の決議を経て、理事長が推薦した個人
- (4) 名誉会員 この法人に多大の貢献があった者の中から、理事会の決議を経て、理事長が推薦した個人
- (5) 特別会員 この法人の目的達成のために協力を要請する者の中から、理事会の決議を経て、理事長が推薦した個人

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の正会員及び企業会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員は、住所又は氏名若しくは名称その他届出事項に変更があったときは、その旨を直ちに事務局に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び企業会員は、別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができます。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を当該事業年度末までに履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員

(代議員)

第12条 この法人は、代議員制を採用する。

- 2 この法人の社員は、正会員の中から選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とし、その数は、100名以上120名以内とする。また、代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要し、正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。また、理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 前各項に定めるもののほか、代議員選挙を行うために必要な事項は、代議員選挙細則の定めるところによる。

(代議員の任期)

第13条 前条第3項の代議員選挙は、2年に1度、12月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする）。

(補欠代議員の予選)

第14条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

- 2 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任すると

きは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2 以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

3 第 1 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

（代議員の資格喪失）

第15条 代議員は、正会員でなくなったときは、代議員の資格を失う。

（代議員の報酬等）

第16条 代議員は無報酬とする。

2 代議員には費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 総会

（構成）

第17条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

（権限）

第18条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第19条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第20条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第21条 総会の議長は、理事長とする。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第23条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

第24条 総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 人が署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 25 名以内
- (2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

- 第27条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。
 - 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第32条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報

酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印する。

第8章 基金

(基金の拠出)

第38条 この法人は、会員又は第三者に対して法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱い)

第39条 基金の募集、割当て、払込等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いに関する必要な事項は、総会の決議をもって別に定める。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規程にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第41条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第 2 項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第44条 この法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 委員会及び事務局

(委員会)

第49条 この法人の事業を推進するため必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

(事務局)

第50条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第13章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1 日本医療機器学会の会員である者は、第7条の規定にかかわらず、一般社団法人の設立登記の日にこの法人の会員になったものとみなし、会員種別も引き継ぐものとする。

2 この法人の設立時社員は、第12条第2項及び第5項の規定にかかわらず次の通りとし、その任期は、第13条の規定にかかわらず、平成23年12月の代議員選挙終了の時までとする。

氏名：大久保 憲、 林 三千男、 青木 真、 根本 喬、 松原 照巳、 安原 洋

3 この法人の設立時理事は、

大久保 憲、林 三千男、青木 眞、東 竜一郎、池谷 保彦、加見谷 将人、
小西 賢三、酒井 順哉、佐藤 直樹、澤 芳樹、島崎 豊、高階 雅紀、
武田 朴、玉井 久義、戸畠 裕志、中田 精三、西村 チエ子、根本 喬、
福田 孝太郎、堀田 哲夫、増本 忠次、松田 和久、松原 照巳、三宅 寿美、
安原 洋

とする。

4 この法人の設立時代表理事は、大久保 憲とする。

5 この法人の設立時監事は、植竹 茂、佐藤 博信とする。

6 定款第9章に第44条を追加

(剰余金の分配の制限を追加)

以上、一般社団法人日本医療機器学会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成23年4月1日

設立時社員 大久保 憲

設立時社員 林 三千男

設立時社員 青木 真

設立時社員 根本 喬

設立時社員 松原 照巳

設立時社員 安原 洋